

平成23年 3月22日（火曜日）

○議事日程（第4号）

平成23年3月22日（火）午後 2時30分開議

- 日程第 1 議案第14号 平成23年度東庄町一般会計予算
審査報告（総務産業常任副委員長）
審査報告（文教福祉常任委員長）
- 日程第 2 議案第17号 平成23年度東庄町食肉センター特別会計予算
議案第20号 平成23年度東庄町水道事業会計予算
審査報告（総務産業常任副委員長）
- 日程第 3 議案第15号 平成23年度東庄町国民健康保険特別会計予算
議案第16号 平成23年度東庄町後期高齢者医療特別会計予算
議案第18号 平成23年度東庄町訪問看護ステーション特別会計予算
議案第19号 平成23年度東庄町介護保険特別会計予算
議案第21号 平成23年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算
審査報告（文教福祉常任委員長）
- 日程第 4 請願第 1号 TPP交渉参加反対に関する請願
審査報告（総務産業常任副委員長）
- 日程第 5 陳情第 1号 大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を
求める陳情
審査報告（文教福祉常任委員長）
- 日程第 6 意見書案第1号 TPP交渉参加反対を求める意見書について

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○出席議員（14名）

1番 林 甚 一 君
2番 鈴木正昭君
3番 高木武男君
5番 多田和弘君

6番 山崎 ひろみ 君
 8番 宮崎 正吾 君
 9番 花香 むつみ 君
 10番 鎌形 寿一 君
 11番 林 勝俊 君
 12番 高嶋 雅弘 君
 13番 宮澤 喜久男 君
 14番 平山 茂 君
 15番 箕輪 誠一 君
 16番 勝野 暢一 君

○欠席議員（1名）

7番 土屋 進 君

○出席説明員（12名）

町 長 岩田 利雄 君
 副町 長 清水 正幸 君
 監査委員 北山 武彦 君
 総務課 長 菅谷 武男 君
 まちづくり課 長 相馬 良男 君
 健康福祉課 長 林 敏行 君
 病院事務 長 宇ノ澤 康成 君
 町民課 長 池永 芳則 君
 会計管理者 越川 昌子 君
 教育委員会委員 長 飯田 武士 君
 教 育 長 小澤 茂 君
 教 育 課 長 五十嵐 秀司 君

○出席事務局員（3名）

事務局 長 林 泰雄
 次 長 青柳 清子
 主 査 林 昌樹

(午後 2時30分 開議)

議長 (勝野暢一君)

ただいまの出席議員は13人です。

7番 土屋進君から入院治療中のため、引き続き欠席する旨、届け出がありました。また、15番 箕輪誠一君から所用のためおくれる旨、届け出がありました。

これから本日の会議を開きます。

議事に先立ち報告します。

本日、議員発議による意見書案1件を受理しました。

次に、農業委員会事務局長、高野功助君から3月定例農業委員会業務のため欠席したい旨、届け出がありました。ご了承願います。

以上で報告を終わります。

これから議事に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第14号、平成23年度東庄町一般会計予算を議題とします。

本案については、各常任委員会に審査の付託をしてあります。

したがって、それぞれの委員長、副委員長より審査の経過と結果について報告を求めます。

総務産業常任副委員長、鈴木正昭君。

2番 (鈴木正昭君)

総務産業常任委員会審査報告を申し上げます。

総務産業常任委員会に付託されました、議案第14号、平成23年度東庄町一般会計予算第1条のうち、歳入全般、歳出のうち1款・議会費、2款・総務費の一部、5款・農林水産業費、6款・商工費、7款・土木費、8款・消防費、10款・災害復旧費、11款・公債費、12款・諸支出金、13款・予備費、第2条・地方債、第3条・一時借入金、第4条・歳出予算の流用について、去る3月10日に委員会を開催しまして、町長、副町長、担当課長等の出席を得て慎重に審査を行いました。その審査の経過についてご報告いたします。

審査に当たりましては、執行部より内容説明があり質疑が行われましたが、その主なものを要約して申し上げますと、町税に関して景気が悪くて法人は余

り減っていないが、個人の予想がかなり下がっている。均等割も所得割も下がっているが、予算の算出はどのようにしているかとの質疑には、予算の算出に当たっては、経済情勢を参考にして、各所得ごとに前年に対する所得の見通しを立てて算出しています。給与所得については前年の約97%、営業所得については95%、農業所得についてはほぼ前年並みというような状況です。そのほかの所得では、年金関係とか雑所得関係はこの中で98%を見込んでの算出をしていますとの答弁があり、次に、対前年1,100万円落ちるということだが、これは人数が減ったということかとの質疑には、平成23年度については、納税者を7,100人と見込んでいますが、約200人減少で算出していますとの答弁があり、次に、法人は230社とのことだが、内訳としてどういう産業がよいとか激しいとか、分析したものがあるかとの質疑には、法人割については前年の実績を踏まえて見込んでおり、業種ごとの算出はしていませんとの答弁があり、次に、霊園の永代使用料及び霊園管理料の仕組みはとの質疑には、永代使用料は購入したときに一度だけいただくもので、管理料は毎年いただくものですとの答弁があり、次に、子ども手当は、国会でまだはっきり決まっていないがどうなるかとの質疑には、これがもし児童手当に変わるとすれば、交付内容が変わり負担割合も変わってきます。そのときは、予算の組み直し、補正をお願いすることになるかと思えますとの答弁があり、次に、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金の内容は、介護施設のスプリンクラー設置とのことだが、事業者からの要望の申請に対して全額出るとのかとの質疑には、事業者の要望が満額認められていますとの答弁があり、次に、町道占用料、東京ガスの配管で、これはガス管がある限り毎年もらえるのかとの質疑には、そのように考えていますとの答弁がありました。

歳出では、議員共済会負担金について、6月1日に廃止になるのに、なぜこんなに負担しなければならないのか、また、毎年これだけ出るとのかとの質疑には、既に受給が発生している方には、年金が支給され、また今後廃止する段階でその後の初めの議員改選時に受給が発生してきます。そのような財源確保のために地方公共団体が負担するもので、従来に比べて負担率が大幅に高くなっているためです。また、毎年続いていきますとの答弁があり、次に、「広報とうのしょう」はかなり重要な情報もあり、各世帯にきちんと届いているかとの

質疑には、全世帯に届くように心がけており、区から届かない方は本人からの申請により郵送、メール便などで、ほかに届かない場合には、職員が直接届けたり何らかの方法で、全世帯に届くように努めていますとの答弁があり、次に、地域活性化事業補助金の内容はとの質疑には、昨年度は利根川河川敷でのラジコン航空ショー、「東の里」盆踊りなどの事業に使われています。地域活性化事業に見合う形の中で、申請者からの申請書類を審査会に図って、補助金が交付されるものですとの答弁があり、次に、交通安全施設工事費、交通安全資材費、交通安全指導用備品購入費の内容はとの質疑には、交通安全施設工事費は要望のあったところ等に対応するものです。交通安全資材費も同様に、区長さん、住民の方の要望で危ない箇所などに出向いて調査し、電柱等に「スピード落とせ」とか啓発的な整備を図るものです。交通安全指導用備品は、子どもたちへの啓発に必要な教具とか教本などですとの答弁があり、次に、東総用水県営事業補助金とあるが、これは昭和56年からの事業で償還金の助成とのことだが、全体の事業の内容はとの質疑には、平成41年まで償還期間で、土地改良事業は国、県、町、受益者で負担しますが、町の負担は毎年償還しています。事業概要は、面整備も含めて道路や用水路をつくったりとかも入っています。受益費は東庄町を含めて、銚子市、旧海上町も入って全体事業費は353億円ですとの答弁があり、次に、結婚相談員研修費とあるが、この目的はとの質疑には、結婚相談員は農業委員が4人、商工関係から女性が4人で8人います。情報交換を行って、男女登録している方の中から出会いの場を設けていますが、平成21年度からは出会いのイベントを催して、登録した以外にも参加していただいていますとの答弁があり、次に、新規需要米等補助金と加工用米補助金だが、対象者は国の減反政策に協力した方に出るのかとの質疑には、生産調整が目的ですから、生産調整を達成した方に上乘せる形になっており、目標を達成していない方は、事業対象となりませんとの答弁があり、次に、新規事業で耕作放棄地再生事業とあるが、内容はとの質疑には、国、県の対象事業に町が上乘せるもので、自分の土地を自分で再生するのではなく、土地を借りて再生する方に補助する制度ですとの答弁があり、次に、河川費、樋門管理人夫賃の内容はとの質疑には、災害等で増水したときに、樋門操作が必要な場合、どうしても地元の方にお問い合わせする場合の賃金ですとの答弁がありました。

以上のような質疑、意見等が交わされ、採決した結果、当委員会におきましては、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業常任委員会の審査報告を終わります。

議長（勝野暢一君）

文教福祉常任委員長、鎌形寿一君。

10番（鎌形寿一君）

文教福祉常任委員会審査報告を申し上げます。

文教福祉常任委員会に付託されました、議案第14号、平成23年度東庄町一般会計予算第1条のうち歳出、2款・総務費のうち3項・戸籍住民基本台帳費、3款・民生費、4款・衛生費、9款・教育費について、去る16日に委員会を開催し、町長、副町長、教育長、担当課長等の出席を得て慎重に審査を行いました。その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

審査に当たりましては、執行部より内容説明があり質疑が行われました。質疑等の主なものを要約して申し上げますと、民生費で、車両を何台か購入するようだが、購入先はどこかとの質疑には、購入先は未定ですが、軽自動車を予定しており、町内業者を優先したいと考えていますとの答弁がありました。

次に、療育支援コーディネーター配置モデル事業委託料の内容はどの質疑には、県の補助事業で100%県の負担となります。これについては、県の第四次千葉県障害者計画の中で、療育支援コーディネーターの配置を定めており、モデル事業を実施することによって、県全域へコーディネーターの配置を進めるものであります。コーディネーターの業務は、在宅の障害者、障害児及びその家族などに対し相談支援の窓口、関係機関の連絡調整、環境や機関が変わっても切れ目ないコーディネートを行うものです。本町では、他の市町と共同で旭市にあるロザリオの聖母会に設置されておりますとの答弁がありました。

次に、瓶・缶の指定袋が4月1日から一部変更になった経緯はどの質問には、これまでは瓶・缶それぞれの別々の袋で収集していましたが、瓶の収集量が少ないことから、利用者より瓶・缶一緒にできないかとの意見があり、また、瓶だけですと収集の際割れてしまい、割れた瓶はリサイクルできず埋め立て処理になってしまうが、缶と一緒にすることで、缶がクッション材になり瓶の割れが極力少なくなるとのことで協議され、4月からの実施となりました。なお、

現在両方併用する袋を作製しており、各小売店では今ある在庫が売り切れ次第、新しい袋に変わることになります。今ある指定袋は瓶・缶共用で、これまでどおり使えますとの答弁でありました。

次に、肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成金とあるが、どのような人が対象となるのか、どういう手続をすればよいのか、また他市町で接種を受けても助成の対象になるのかとの質疑には、対象は高齢者です。手続については、任意の予防接種なので事故補償のこともあり、本年度からは一たん町に申請していただき、それから医療機関で接種していただくことを考えています。また、他の市町で接種を受けても助成されますとの答弁でありました。

次に、肺炎球菌ワクチン、H i b ワクチン、三種混合ワクチンを同時接種した子ども四、五人が亡くなっている折、予防接種は見合わせている状況と思うが、死亡の経緯等、不安を取り除く必要があるのではないかと考えるがとの質問には、報道があった日、どう対応するか検討し、町内の医療機関には職員が出向き口頭で説明、保護者の皆様には週明けに文書で個別に通知いたしました。なお、4月の広報に厚生労働省が見解を示した1問1答集をほぼ原文のまま載せます。その中で不安が取り除かれると考えておりますとの答弁でありました。

次に、子ども手当はどのように支給されるのかとの質問には、現状ではこれまでどおり、口座へ年3回、6月、10月、2月支給を予定していますとの答弁でありました。

次に、学校給食の満足度はどうなのかとの質疑には、満足度ということでアンケートはとっておりませんが、給食は当初から米飯給食を行っており、地元のコシヒカリ、野菜等を提供し、地産地消の中で先生方にも好評をいただいております。食材等も子どもたちが食べやすいものを栄養士が考え、いろいろ意見を聞きながらいただきながら、順次改善しながら取り組んでおりますとの答弁でありました。

次に、小学校費と中学校費でパソコンを教員に貸与とのことだが、全教員なのか、またこれは東庄町だけの予算措置なのかとの質問には、個人情報の漏えい防止の面からも5年リースで全教員に貸与いたします。近隣では、既に先生方のパソコンは校費で用意していると聞いておりますとの答弁があり、次に、公民館の備品購入費でカラオケを購入とのことだが、どこに設置するのかとの

質疑には、第3会議室を予定しています。今あるカラオケは青馬の里から借りている状況なので、第3会議室に設置したいと考えているとの答弁があり、次に、公民館が改修され、利用者は利便性など感じているのかとの質疑には、特に視聴覚室は床張りにし鏡もつけたことにより、リズム体操やダンスなどに利用され大変好評です。トイレも非常に使いやすくなり、調理実習室もきれいになったと喜ばれているとの答弁でありました。

そのほか、学校給食センターの修繕料100万円しか計上されていないが、設備・建屋ともかなり傷んでおり不安を感じているとの質疑には、給食センターは開始から29年が経過し、老朽化しています。また、建設について内部でいろいろ検討しているところでありますとの答弁でありました。

次に、幼稚園費の賃金に用務員費がないが、用務員的な仕事を教諭がして本来の仕事に支障があるのであれば、用務員を雇ってもいいのではないのかとの質疑には、賃金の中に人夫賃を計上、1日3時間、週2日程度で2園をお願いしております。清掃作業、雑用等を行っていただき、教諭の負担を極力少なくするようにいたしましたとの答弁であります。

次に、小学校、中学校は楽器等、十分整備されているのかとの質疑には、楽器等は整備されております。学校から音楽の備品で老朽化し、更新してほしいと依頼されたものは予算計上しておりますとの答弁でありました。

次に、就学援助費とはどういうものかとの質疑には、生活保護、低所得の方に対して学用品、給食費、医療費の援助をするものでありますとの答弁でありました。

以上のような質疑等が交わされ、採決した結果、当委員会としては全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教福祉常任委員会の審査報告を終わります。

議長（勝野暢一君）

これからそれぞれの委員長、副委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (勝野暢一君)

ご異議なしと認めます。

これから、議案第14号、平成23年度東庄町一般会計予算を採決します。
採決は起立によって行います。

本案に対するそれぞれの委員長、副委員長の報告はいずれも可決です。

本案はそれぞれの委員長、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長 (勝野暢一君)

起立多数です。

議案第14号はそれぞれの委員長、副委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第17号、平成23年度東庄町食肉センター特別会計予算及び議案第20号、平成23年度東庄町水道事業会計予算、以上、2案を一括議題とします。

本案については、いずれも総務産業常任委員会に審査の付託をしてあります。

したがって、副委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

総務産業常任副委員長、鈴木正昭君。

2番 (鈴木正昭君)

総務産業常任委員会審査報告を申し上げます。

総務産業常任委員会に付託されました、議案第17号、平成23年度東庄町食肉センター特別会計予算、議案第20号、平成23年度東庄町水道事業会計予算、以上、2会計の予算について、去る3月11日に委員会を開催し、町長、副町長、担当課長等の出席を得て慎重に審査を行いました。その審査の経過と結果についてご報告いたします。

審査に当たりましては、執行部より内容説明があり質疑が行われましたが、その主なものを要約して申し上げますと、食肉センター特別会計では、事業収入の解体処理施設使用料ですが、利用する業者はどれくらいあるかとの質疑には、今現在、業者は8社ですとの答弁があり、次に、食肉センター業務管理委

託料は組合に払っているが、この指定管理者の組合員は8社と同じかとの質疑には、食肉センター事業協同組合としては、入っている業者は4社です。あとはそのほか個人です。業者とは同じではありませんとの答弁があり、次に、8社、これは業者は減る傾向にあるのか、それともふえる傾向、あるいは同じ業者がずっと使い続けるのかどうかとの質疑には、今まで取引の少ない業者は減ってきています。今までの割合として規模拡張しているところは、飼養頭数が上がってきて規模縮小している業者もあり、その業者についてはやめる可能性もありますとの答弁があり、次に、町内の業者は8社のうちどのくらいかとの質疑には、東庄町は、業者としては3社入っていますとの答弁があり、次に、町内の業者が減り他の業者だけになり、その業者も減ってくるというような場合、どのように将来の方向性を見ているのかとの質疑には、経営状態が悪くなった場合の指定管理者に対する取り扱いについては協議するとされています。今の時点で、上向きかげんの中にある状態であり、黒字では推移していますので、将来このまま希望的な観測の中で、このまま推移していただきたいとの答弁があり、次に、解体処理施設使用料と食肉センター業務管理委託料、非常に近い数値だが、委託料の計算の根拠はとの質疑には、委託料に関しましては、債務負担行為で限度額を8,000万円と定めていますとの答弁がありました。

以上のような質疑が交わされ、議案第17号、平成23年度東庄町食肉センター特別会計予算を採決した結果、当委員会としては全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、水道事業会計では、第8条の高料金対策の高料金とはどういうものかとの質疑には、高料金とは水道料金が高いという意味で、料金が高くならないよう町からその分、料金を安くするためにいただくものですとの答弁があり、次に、第8条の5,000万円はその都度変わることがあるかとの質疑には、平成21年度は一般会計からの補助金は9,000万円でしたが、平成22年度から5,000万円を受けています。この予算編成に当たっては、一般会計からの補助金を5,000万円で作算しましたとの答弁があり、次に、平成23年度は水道料金を上げる予定はあるかとの質疑には、上げる予定はありませんとの答弁があり、次に、県からの補助金はどのような基準でもらえるのかとの質疑には、県水道局の給水原価と町の給水原価の差額の2分の1の補助と

なっていますとの答弁があり、次に、給水収益が前年に比べてふえているが、主な理由はどの質疑には、工業団地の使用量がふえており、平成23年度は増を見込んで予算措置しています。それと、今年度は30戸の新規加入がありましたが、うち11戸が訪問勧誘によるものです。道路改良等のときに、未加入の家庭に訪問勧誘を行い、加入促進を図っていますとの答弁があり、次に、水道管が来なくて入りたくても入れない方がおり、その方たちに手を差し伸べてもらえないかとの質疑には、東庄町全域全戸給水を目標に定めていますが、費用対効果を考えますと、どうしても本管がいかない場所が出てきています。目標として掲げていますが、現実問題として企業会計の収支を考えますとなかなか難しい面がありますとの答弁がありました。

以上のような質疑が交わされ、議案第20号、平成23年度東庄町水道事業会計予算を採決した結果、当委員会としては全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務産業常任委員会の審査報告を終わります。

議長（勝野暢一君）

これから副委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに起立によって行います。

最初に、議案第17号、平成23年度東庄町食肉センター特別会計予算を採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。

本案は副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（勝野暢一君）

起立全員です。

議案第17号は副委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、平成23年度東庄町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。

本案は副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（勝野暢一君）

起立全員です。

議案第20号は副委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第15号、平成23年度東庄町国民健康保険特別会計予算、議案第16号、平成23年度東庄町後期高齢者医療特別会計予算、議案第18号、平成23年度東庄町訪問看護ステーション特別会計予算、議案第19号、平成23年度東庄町介護保険特別会計予算、議案第21号、平成23年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算、以上、5案を一括議題とします。

本案については、いずれも文教福祉常任委員会に審査の付託をしてあります。したがって、委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

文教福祉常任委員長、鎌形寿一君。

10番（鎌形寿一君）

それでは、文教福祉常任委員会審査報告を申し上げます。

文教福祉常任委員会に付託されました、議案第15号、平成23年度東庄町国民健康保険特別会計予算、議案第16号、平成23年度東庄町後期高齢者医療特別会計予算、議案第18号、平成23年度東庄町訪問看護ステーション特別会計予算、議案第19号、平成23年度東庄町介護保険特別会計予算、議案第21号、平成23年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算、以上、5会計の予算について、去る3月16日に委員会を開催し、町長、副町長、教育長、病院長、担当課長、事務長等の出席を得て慎重に審査を行いました。その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

審査に当たりましては、執行部より内容説明があり、その後、質疑等が行われましたが、その主なものを要約して申し上げますと、まず国民健康保険特別

会計では、特に報告すべき質疑等はございませんでした。

次に、後期高齢者医療特別会計では、保険料率で変わるものほどの質疑には、均等割については平成20年度、21年度が3万2,200円であったものが、平成22年度、23年度は3万3,900円に改定され、所得割については平成20年度、21年度が6.12%であったものが、平成22年度、23年度は6.61%に改定されましたとの答弁でありました。次に、保険料を払えない方は東庄町にいるのか、またそのような滞納者が医療機関を利用した場合にどう対応するのかとの質疑には、平成22年12月末現在で、滞納者は44人、税額にして62万9,500円の滞納状況となっています。また、滞納者については、後期高齢者医療広域連合で今、きちんとした要綱を決めているところであります。おおむね、でき上がったようですが、国保と同じで短期証及び資格証を発行するようなことで進んでおります。

次に、訪問看護ステーション特別会計では、特に報告すべき質疑等はございませんでした。

次の介護保険特別会計では、歳入で、保険料が834万2,000円ふえ、それに反して国庫支出金が165万4,000円減っている、この辺の兼ね合いはどうなっているのかとの質疑には、今回の予算編成は平成22年度の実績見込みをベースにしており、平成21年度、22年度と比較し減っている部分と、ふえている部分があるので、単純に前年度から全体に恒常的に増加しているものではなく、凹凸があることによる減額です。また、国庫支出金は利用が伸びれば増加しますとの答弁がありました。

次に、病院事業会計予算では、毎月1人研修医を引き受けるとのことだが、研修医とはどういう立場かとの質疑には、初期研修医であり、卒業後2年間の臨床研修が義務づけられており、その間の2年間の先生です。臨床研修については、国で見直しが進み、地域医療部門の研修を充実させる方向で、今までは保健所なども研修の場所選ばれていましたが、実際の中小病院の地域医療の現場がよいだろうと、当院も研修場所として当てられたものでありますとの答弁がありました。

次に、リハビリに関して制限はあるかとの質疑には、急性期で倒れて何カ月かは、回復の見込みがあると診断のもとに治療することになります。この間は

医療保険で対処しますが、これ以上回復が難しい時期になりますと、医療保険では制限があり、ある程度安定した時期での維持機能リハビリテーションについては、介護保険の中で行うのが国の大筋の考えですとの答弁でありました。

次に、介護を受ける手続はどうしたらよいかとの質疑には、介護申請をします。その中で、非該当となった方は介護保険を利用できません。要支援の方は通所リハビリテーションを受けることになります。通所リハビリテーションはリハビリだけに通う方法もありますし、デイサービス、デイケアの中での一部として受ける方法もあります。要介護度1から5になりますと、施設サービス、入所してのサービスが受けられますとの答弁がありました。

以上のような質疑等が交わされ、この5会計につきまして採決した結果、当委員会としては、いずれも全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教福祉常任委員会の審査報告を終わります。

議長（勝野暢一君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに起立によって行います。

最初に、議案第15号、平成23年度東庄町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（勝野暢一君）

起立全員です。

議案第 15 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号、平成 23 年度東庄町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（勝野暢一君）

起立全員です。

議案第 16 号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 18 号、平成 23 年度東庄町訪問看護ステーション特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（勝野暢一君）

起立全員です。

議案第 18 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号、平成 23 年度東庄町介護保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（勝野暢一君）

起立全員です。

議案第 19 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 21 号、平成 23 年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（勝野暢一君）

起立全員です。

議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、請願第1号、TPP交渉参加反対に関する請願を議題とします。

この請願は総務産業常任委員会に審査の付託をしてあります。

したがって、副委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

総務産業常任委員会副委員長、鈴木正昭君。

2番（鈴木正昭君）

総務産業常任委員会審査報告を申し上げます。

総務産業常任委員会に付託されました、請願第1号、TPP交渉参加反対に関する請願については、去る3月11日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その審査の経過と結果についてご報告いたします。

審査における意見等を要約して申し上げますと、意見、TPP交渉参加反対に賛成の立場から、TPPを締結すると請願の趣旨にもあるように、農家に非常に大きなダメージがあります。外国からいろんな安い農産物が入ってきて、どんな薬を使っているかわからないし、健康にもよくありません。また、一生懸命頑張っても自給率が40%と言われ、それでも農業に魅力ない若い人たちがいます。TPP交渉への参加は、日本の農業の将来のために、これは絶対に避けていただいて、農家を守っていただきたいと思います。

農業をやっている立場から、TPP交渉に参加して一たん契約を結んでしまうと、もう絶対に例外的な貿易の自由化が許されないと思います。それをやってしまうと、もう1回やり直しはきかないから、これを認めた場合には大変なことになります。ですから、このTPP交渉参加には絶対反対です。

以上のような意見が交わされ、請願第1号、TPP交渉参加反対に関する請願について採決した結果、当委員会においては全員賛成により採択すべきものと決定いたしました。

以上で、総務産業常任委員会の審査報告を終わります。

議長（勝野暢一君）

以上で、総務産業常任委員会の審査報告を終わります。

これから副委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(勝野暢一君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(勝野暢一君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

請願第1号、TPP交渉参加反対に関する請願を採決します。

この請願に対する副委員長の報告は採択です。

副委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(勝野暢一君)

ご異議なしと認めます。

請願第1号は副委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第5、陳情第1号、大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める陳情を議題とします。

この陳情は文教福祉常任委員会に審査の付託をしてあります。

したがって、委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

文教福祉常任委員長、鎌形寿一君。

10番(鎌形寿一君)

文教福祉常任委員会審査報告を申し上げます。

文教福祉常任委員会に付託されました、陳情第1号、大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める陳情については、去る3月16日に、副町長、健康福祉課長の出席を得て委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

審査における意見等を要約して申し上げますと、今回の陳情書の内容は医療現場で働いている人の情報で、陳情項目を見ていきますと、現場で働く人の待

遇を改善して、なおかつ国民の負担も減らすというのは現状では不可能と思ひ、この陳情に対し意見書を提出することには反対です。また、日本が財政的にも豊かであればまだしも、現状の中で労働時間を週32時間と、こんなぜいたくなことはとても考えられないので、不採択といたしますと、以上のような意見等がありました。

よって、陳情第1号、大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める陳情について採決した結果、当委員会としては賛成者がなく不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、文教福祉常任委員会の審査報告を終わります。

議長（勝野暢一君）

以上で、文教福祉常任委員会の審査報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

陳情第1号、大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

ご異議なしと認めます。

陳情第1号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

日程第6、意見書案第1号、TPP交渉参加反対を求める意見書についてを

議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(勝野暢一君)

ここでお諮りします。

意見書案第1号については、さきに採択された請願の内容と重複しますので、会議規則第38条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(勝野暢一君)

ご異議なしと認めます。

意見書案第1号については、提案理由の説明は省略することに決定しました。これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(勝野暢一君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(勝野暢一君)

ご異議なしと認めます。

これから、意見書案第1号、TPP交渉参加反対を求める意見書についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(勝野暢一君)

ご異議なしと認めます。

意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

本日可決されました意見書1件については、議長においてしかるべく取り計

らいますので、ご了承願います。

これで本日の日程は全部終了しました。

閉会に先立ち、町長からごあいさつをお願いします。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、東庄町議会 3 月定例会の閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

本定例会には、執行部より議案 20 件、諮問 1 件を提案させていただきました。特に平成 23 年度の予算議会ということで、議員各位には慎重なるご審議を賜りました。おかげさまですべての案件を原案のとおり可決をいただき、まことにありがとうございました。

会期中にちょうだいいたしましたご意見、ご提言につきましては、鋭意検討し町政に反映してまいる所存でございます。

さて、去る 3 月 11 日、14 時 46 分に発生の東北そして関東地方に発生をいたしました地震と津波は想像を超えるもので、自然災害の恐ろしさを改めて知らされたところでございます。幸いにも東庄町は近隣市のような大きな被害はございませんでしたけれども、やはりふだんからの備え、そして緊急対応・対策が大事だということを知られた次第でございます。

16 年前、ちょうど町長に就任をする 4 日前の 1 月 17 日、阪神・淡路を震源とする大きな地震が起きました。そして、多くの命を奪ったわけであります。それから、私は対応・対策として町政をあずかる身として、これからはやはり地震対応、そして緊急のいざ災害のときに起きる想定をして、そういうようなものにとらえ方から、耐震、特に公共施設、学校そういうものを重点的に施策として展開をしてきたわけであります。

幸いにも、今度の災害においては公共施設、そして学校を含めた施設はほとんどその被害を受けませんでした。特に、庁舎、公民館は昨年 12 月に公民館の改修・耐震を終えたところでありました。調査の結果、ひび一つ入っていないのが現実でございます。そういうことで、備えあれば憂いなしと申し上げますけれども、それにも増した自然災害の恐ろしさはこれからも続くのではないのかなど、そういうように想定をされます。

人間は小さなものであります。大きな自然には到底かなわないということの実感をしたわけでありますが、それに立ち向かう、奮い立つ元気は必要であります。多くの人命を奪った今回のこの大きな災害にも、町を奪われ、そしてまた肉親を奪われたその悔しさは大きなものがあるかと思えます。しかしながら、その体制に取り組んでいくのが行政の仕事だと私は思っております。

これからも小さな町の、そして大きな力をパワーとして、住民が手を取り合って、大きなきずなの中で小さな町の建設に当たってまいりたい、このように考える次第であります。

今度の災害にしても多くの方々の、そしてまた多くのネットワークが事をなし得る、そして一番困ったことは不明者の捜査であります。多くの方々の連携の中で事が進めなければ、到底解決できる問題ではありませんけれども、多くの犠牲者に対して、改めてお見舞いと哀悼の意を表するものでございます。

議員各位には、なお一層今後ともご指導とご支援のほどをお願い申し上げる次第でございます。安心・安全の確保、地域医療の充実、そしてまた地域住民の幸せ、それを最大限に傾注して、今後とも努力を重ねてまいる所存でございます。一層のご支援とご協力のほどをあわせて申し上げます。2万人以上の被災者を出した今回のこの大きな災害でありますけれども、一刻も早い捜査と、そしてまた復旧を願うものでございます。

議員各位には、町におきましてもなお一層のご指導と、今後ともご支援のほどをよろしくお願いを申し上げます。そしてこの町が皆様とともに、そしてまた大きなきずなとそして連携の中で、これからも努力してまいることをお誓い申し上げて、このたびの閉会のごあいさつにかえさせていただく次第であります。まだまだ余震も続いております。どうか注意を払って、お進みいただければ幸いに存じます。今後ともよろしくお願い申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（勝野暢一君）

私からも一言申し上げます。

今3月議会は、平成23年度予算案を主とした審査をする議会でありました。

しかしながら、議会開会中、東北関東太平洋沿岸を及ぼした地震、大災害に

より議会の延期という異例の事件を見ました。亡くなられた皆様、心よりご冥福をお祈りするとともに、災害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

昨年の末、16年ぶりの町長選がありました。現町政のこれまでの実績等評価され、引き続きまた町政のもとでこの町はお願いするわけであります。この町政、この3月の議案の中にある平成23年度予算案にその十分反映されておられるものかと思えます。また、今、地方議会においてさまざまな事柄で話題に、議題になっております。地域活性というふうにあわせて、私たち地方議員としてもこの件に関しましては、これからもいろいろと協議、または研究しなければいけないのかなど、こう思います。

3月末とはいえ、まだ寒暖の期間が多いようでございます。健康に皆様には留意なされまして、ますますの議会活動、また皆様方にも健康に留意なされましての町政をよろしくお願いしたいと思います。

以上で、私のあいさつとさせていただきます。

以上で、平成23年3月東庄町議会定例会を閉会します。

(午後 3時37分 閉会)